

おくやみ手続きガイド

このたびは大切な方のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族の方におかれましては、今後、葬儀などが終わったのちも、相続のほか年金や保険等、さまざまな申請や届出いただく手続きが生じてくるかと存じます。

豊島区では、それらのうち、主に区へ申請・届出いただく分を、少しでも分りやすく、スムーズに進められるよう『おくやみ手続きガイド』を作成しました。また本庁舎3階に『おくやみコーナー』を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。どうぞ、ご利用ください。

おくやみコーナーの利用案内

【ご予約ください】

死亡届を提出後、区役所で行う必要な手続きを案内するコーナーです。

総合窓口課(本庁舎3階) 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1

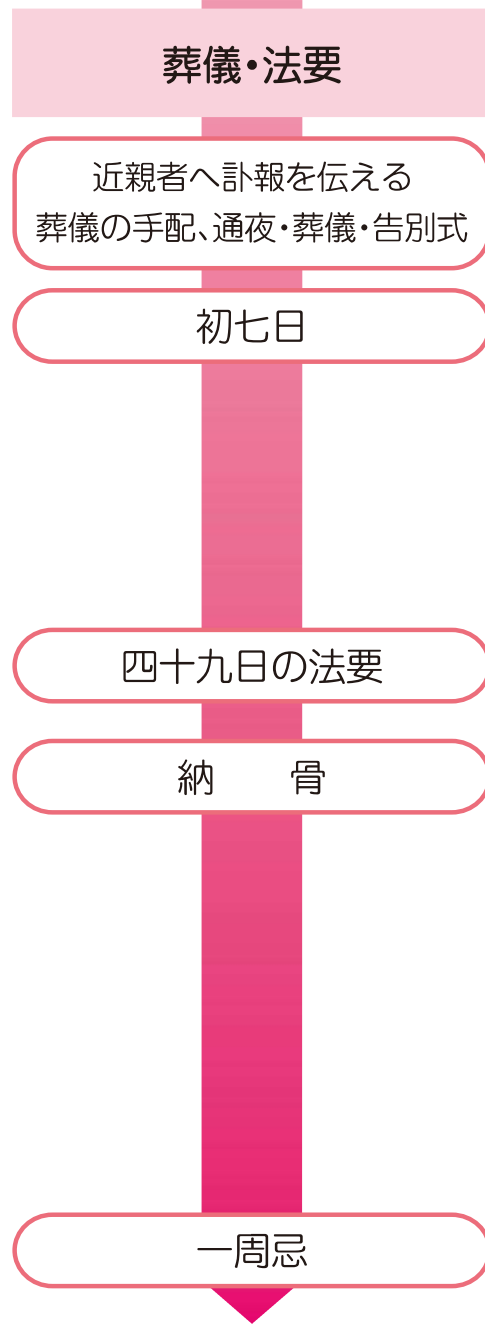
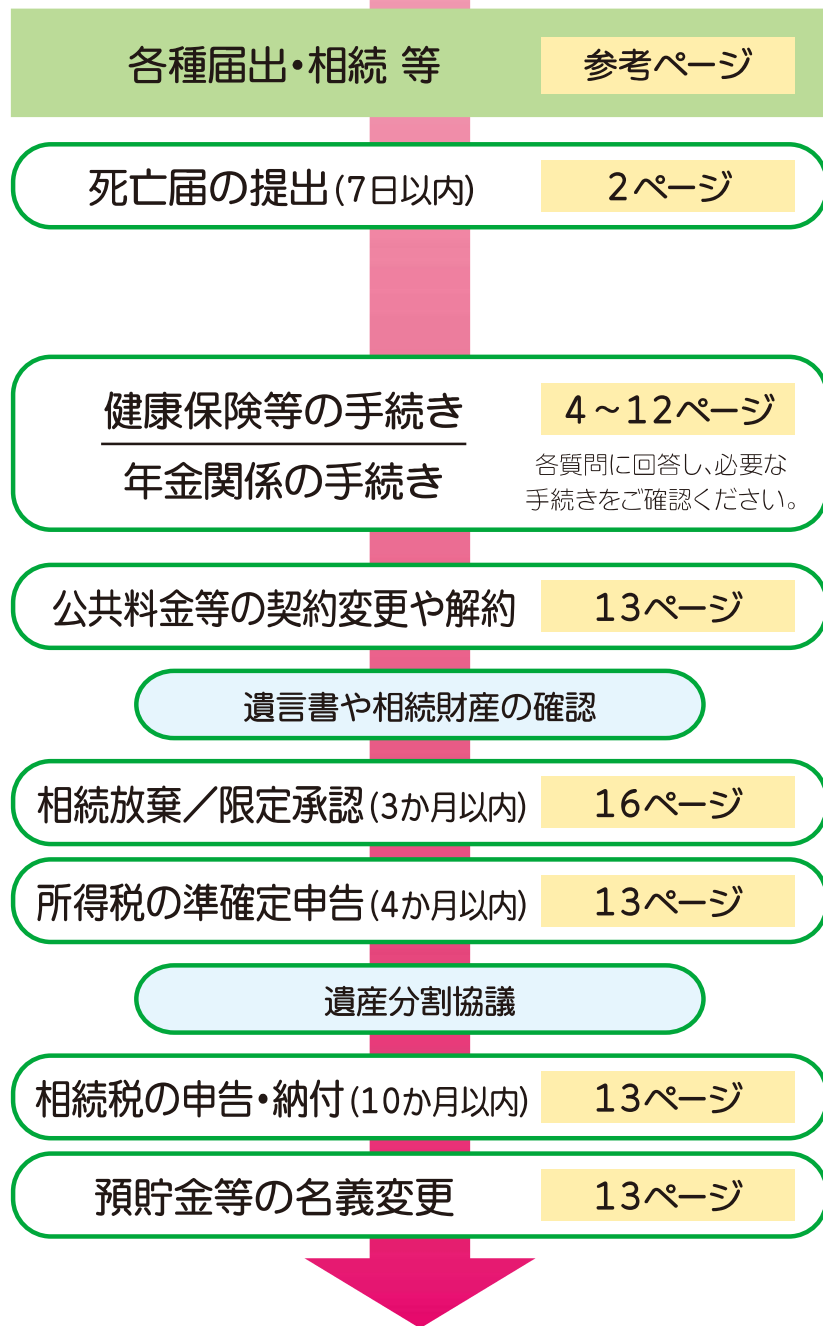
☎ **03-4566-2331** (受付時間：平日 午前9時～午後4時 ※祝日、年末年始を除く)

- 予約いただいた方を優先してご案内します。コーナー利用後に、ご自身で各担当課の窓口で手続きを行っていただくため、混雑している場合、都度お待ちいただくこともありますのでご了承ください。
- 予約いただく際は、「おくやみコーナーの件」とお伝えください。死亡した方のお名前、ご住所、死亡日と窓口いらっしゃる方のお名前、続柄等をお伺いします。
- 個別のご案内(必要な手続きの抽出など)は、住民票に死亡の事実が記載された後、土日祝を除く3日目以降に可能となります。

亡くなったあとの手続きの流れ

身近な方の死亡

※亡くなった方により、該当しない手続きもあります。



■ 区民事務所ではお取り扱いできない手続きがあります ■

東西の区民事務所では、住民記録の届出や住民票の写し、印鑑、税証明及び戸籍証明の交付等を行っています。ただし、平成7年3月13日以前の戸籍(除籍・改製原戸籍)等の証明や国民健康保険・後期高齢者医療保険の葬祭費申請など一部の業務はお取り扱いできません。ご不明な場合は、事前にお電話でご確認ください。

東部区民事務所 北大塚 1-15-10 ☎03-3915-9961

西部区民事務所 千早 2-39-16 ☎03-4566-4021

窓口受付時間：平日 午前8時30分～午後5時(一部の手続きは午後4時30分まで)

おくやみガイド Q&A

死亡に関する手続きに関してよくある質問

Q1 おくやみコーナーとはなんですか？

A 死亡届を提出後、区役所での必要な手続きを案内するコーナーです。
亡くなった方の利用していたサービスや状況により、必要な手続きは異なります。コーナーでは、必要な手続きを抽出し、巡回すべき担当課を案内するなどサポートを行います。また、書類の記入が少なく済むように基本情報(氏名、住所等)を印字したものをお渡しします(一部複写式書類等により、対応できない場合もあります)。

Q2 死亡届を提出したかどうかわかりません。

A 火葬がお済みの場合は、死亡届は届出済です。
死亡の事実を知ったときから7日以内に、①死亡した場所 ②死亡された方の本籍地 ③届出人の住所地、のいずれかの区市町村に届出が必要です。提出は葬儀社等に代行してもらっても構いません。
死亡届を届け出されると、受付した役所から、本籍地・住所地に通知がされ、戸籍は除籍に、住民票は除票になります。戸籍・住民票への反映には日にちがかかります。

Q3 火葬許可証と埋葬許可証とはなんですか？

A 死亡届を提出すると、火葬許可証が交付されます。
火葬許可証を火葬場に提示すると、火葬後に日時を記入して返却され、それが埋葬許可証となります。埋葬許可証は5年間の保存が法律で義務付けられており、紛失しても再発行されません。埋葬許可証がないと、墓地に埋葬することができませんので、大切に保管してください。



Q4 区民葬儀とはなんですか？

A 費用に関して比較的安価なものをお考えの方は、区民葬儀を利用することも可能です。全東京葬祭業連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行うものです。希望される場合は、死亡届を提出する際に窓口で区民葬儀券を受け取り、直接取扱業者にお申し込みください。詳しい利用方法や区民葬儀取扱店などは豊島区ホームページで確認してください。



Q5 区立斎場はありますか？

A 南池袋斎場をご利用ください。区民の方の葬儀、区民の方が行う葬儀に利用できます。区民葬儀と併用の必要はありません。
◇使用料…2日間：57,600円 ◇申込み…直接斎場へ ☎03-5396-2873



Q6 相続(財産や権利)に関する問題は相談できますか？

A 法律相談など専門士業の無料相談を受けることができます。
詳しくは区民相談コーナーまで ☎03-3981-4164 ※区外在住の方は、お住まいの市区町村の専門相談をご利用ください。

手続きにお持ちいただくもの

主な持ち物となります。亡くなった方により、持ち物が異なります。
詳細は次ページ以降を参照ください。

ご遺族のもの

用意できたものから にチェックを入れてください。

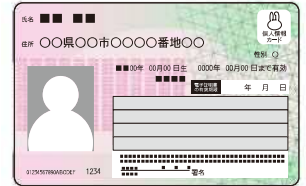
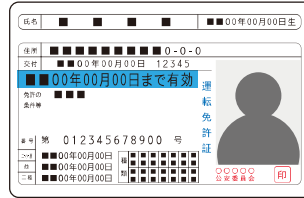
来庁する方の本人確認書類

●写真付きのもの

※運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、
パスポート、身体障害者手帳等

●写真付きのものがない場合は、下記から2点

※健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、学生証、社員証 等



認印(朱肉を使うもの) (届出人、相続人代表、喪主)

預貯金通帳、キャッシュカード等口座情報がわかるもの (相続人代表、喪主、各種手当の新しい受給者)

保険料の引き落としなどの口座を変更する場合は、 新たな引落口座の預貯金通帳と銀行印



葬儀の領収証(葬祭費を請求する場合)

※国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者が亡くなると葬祭費が支給されます。

※喪主と故人の氏名、および葬儀代であることが明記されているもの。

委任状(代理人の方が手続きを行う場合) (18 ページ)

亡くなった方のもの

用意できたものから にチェックを入れてください。

以下のうちお手元にあるものをお持ちください。

マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

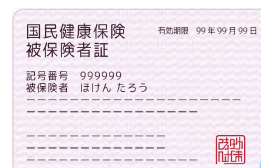
国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険などの被保険者証

受給者証、医療証や医療券

身体障害者手帳等の各種手帳

年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書

その他、豊島区から交付された証書類でご不明な点があるもの



手続き確認 チェックリスト

各項目に当てはまる方は、担当課にてお手続きください。また、回答において「わからない」場合は、おくやみコーナーに予約の上、ご相談ください。

●亡くなった方の年齢を教えてください () 歳



住民登録等

1

亡くなった方が住民票上の世帯主で、かつ現在の世帯員で15歳以上の方は2人以上いますか？

※当てはまるものに○をしてください

はい・いいえ・わからない

世帯主変更の届出が必要です。

亡くなった方と2人世帯の場合は、自動的にもう1人の方が世帯主となりますので、手続きは不要です。

必要なもの

●本人確認書類

期 限

●亡くなった日から14日以内

手続きできる方

●同一世帯の方
●代理人 ※委任状が必要

●担当課

総合窓口課 住民記録グループ ☎03-3981-4782

2

豊島区で印鑑登録をしていましたか？

※当てはまるものに○をしてください

はい・いいえ・わからない

窓口に返却いただくか、はさみを入れて処分してください。

必要なもの

●印鑑登録証

期 限

●なし

手続きできる方

●どなたでも可

●担当課

総合窓口課 住民記録グループ ☎03-3981-4782

3

マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カードをお持ちでしたか？

※当てはまるものに○をしてください

はい・いいえ・わからない

・年金等の手続きでマイナンバー(個人番号)が必要な場合があります。マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードの廃棄は手続きがすべて終わってから行ってください。

・住民基本台帳カードは、お亡くなりになると無効となります。所持を希望する場合は、穴あけ処理をしてお渡しします。

●担当課

総合窓口課 住民記録グループ ☎03-3981-4782

住民登録等

介護保険

高齢者福祉

国民健康保険
高齢者医療

年金

子育て

住宅

保健福祉

税金

その他

介護保険

4

介護保険被保険者証をお持ちでしたか？
また、負担割合証や負担限度額認定証をお持ちでしたか？

※当てはまるものに○をしてください
はい・いいえ・わからない

保険証等は、原則、ご返却ください。

保険料の納付や還付の手続き、サービス利用料に関する手続きなどが発生する場合があります。

各種お手続きが可能になった時点で、原則、亡くなった方の住所地(住所登録地)にご家族様宛で申請書等のご案内を送付します。書類が届き次第、お手続きをお願いします。

来庁される場合、すでに届いてる申請書等がありましたらご持参ください。

必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 負担割合証
- 負担限度額認定証

期 限

- 保険証等の返却：特に定めなし
- 保険料等の還付：原則2年

手続きできる方

- 相続人等

●担当課

保険証・保険料等 介護保険課 資格賦課グループ ☎03-3981-6376
サービス利用料等 介護保険課 給付グループ ☎03-3981-1387

高齢者福祉

5

【65歳以上の方】
高齢者向けサービスを利用していましたか？
(介護保険で受けるサービス以外のもの)

※当てはまるものに○をしてください
はい・いいえ・わからない

- 紙おむつ支給事業
- 福祉電話
- 救急、火災通報システム
- 高齢者あんしん位置情報サービス
- 寝具類洗濯乾燥事業

利用停止の手続きをとりますので、担当課までご連絡ください。
(利用停止まで利用料がかかる場合があります。)

■おむつ購入費等助成事業

すでに助成決定を受けている方で、未請求分がある場合は高齢者総合相談センターで請求の手続きをお願いします。

なお、請求手続きの受付は4半期毎(4月、7月、10月、1月)に行っています。

■車椅子短期貸出し事業

貸出を受けた高齢者総合相談センターまたは区民ひろばへ返却をお願いします。返却場所が不明な場合は担当課までご連絡ください。

期 限

- 速やかに

手続きできる方

- ご遺族等

●担当課

高齢者福祉課 高齢者事業グループ ☎03-4566-2432

社会保険・国保組合に加入している方の手続きは、ご加入先にお問い合わせください。

6

【75歳未満の方】
国民健康保険に加入していましたか？

※当てはまるものに○をしてください
はい・いいえ・わからない

国民健康保険に加入されていた方が亡くなられたときは、次の手続きが必要です。

①国民健康保険被保険者証(保険証)等の返還

亡くなられた方の保険証や高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証は窓口へ返還してください(郵送可)。

②保険料

亡くなられた月の前月分(末日死亡の場合は当月)までを月割りで再計算します。ただし、4月からの年間保険料を6月期から翌年3月期までの10回に分けて請求している関係上、当月以降にも保険料の支払いが生じる場合があります。詳細は保険料の変更通知書等をお送りしますので、ご確認ください。

③保険料の還付

保険料を再計算した結果、納め過ぎがある場合には、過誤納金還付通知書をお送りします。

④保険料の口座振替

世帯主が亡くなられたときや、口座名義人が亡くなられたときには、新たに口座振替のお申し込みが必要になります。

⑤滞納保険料

亡くなられた方に国民健康保険料の滞納がある場合は、相続人が納める必要があります。詳しくは担当にお問い合わせください。

■各手続きに必要な書類等の詳細については、以下担当へお問い合わせください。

■世帯主の方が亡くなられた場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。提出にあたり、亡くなられた方と住民登録上、別世帯の方が相続人代表者になる場合は、亡くなられた方との関係がわかる戸籍謄本等(コピー可)を併せてご提出ください。また、相続人代表者の住所が豊島区以外の場合は、住民票など住民登録地が確認できる資料を併せてご提出ください。なお、同じ戸籍謄本を何通も用意するなどの煩雑さを避けるため、法務局において「法定相続情報証明制度」を利用することもできます(P16参照)。

●担当課

①～④、相続人代表者指定届について
国民健康保険課 資格・保険料グループ ☎03-4566-2377

⑤について
国民健康保険課 整理収納グループ ☎03-3981-1294
特別整理グループ ☎03-3981-1295

MEMO

7

【75歳未満の方】

国民健康保険に加入していて、葬祭費を請求しますか？

※当てはまるものに○をしてください

はい・いいえ・わからない

国民健康保険に加入していた方が亡くなって葬儀を行った場合、喪主（葬儀を行った方）に葬祭費7万円が支給されます。（口座振込）

国民健康保険課での手続きが必要となります。（平日のみ受付）

※ただし、他の健康保険から葬祭費またはそれに相当する給付を受ける方

（健康保険本人資格を喪失後3か月以内に亡くなった場合）には、国民健康保険からは支給されません。

必要なもの

- 葬儀の領収書の原本
喪主と故人の氏名、および葬儀代であることが明記されているもの
- 亡くなった方の国民健康保険証、マイナンバーカード（個人番号カード）
（見当たらない場合も手続きできます。）
- 喪主の振込先口座が確認できるもの
- 喪主の印鑑（認印可、朱肉を用いるもの）

期 限

- 葬儀を行った日の翌日から2年以内

手続きできる方

- 喪主（葬儀を行った方）

●担当課 国民健康保険課 給付グループ ☎03-3981-1296

8

【75歳以上の方】

後期高齢者医療保険に加入していましたか？

※当てはまるものに○をしてください

はい・いいえ・わからない

75歳以上の方は全員、後期高齢者医療制度に加入します。

（ただし、生活保護受給者や一部の外国籍の方を除く）

後期高齢者医療保険に加入していた方が亡くなって葬儀を行った場合、郵送または窓口で手続きをすることで、喪主（葬儀を行った方）に葬祭費7万円が支給されます。（口座振込）

必要なもの

- 葬儀の領収書（コピー可）
喪主と故人の氏名、および葬儀代であることが明記されているもの
- 亡くなった方の被保険者証、マイナンバーカード（個人番号カード）
（見当たらない場合も手続きできます）
- 喪主の振込先口座が確認できる通帳等
- 喪主の印鑑（認印可、朱肉を用いるもの）
※親族以外が申請する場合は別途書類が必要です。

手続きできる方

- 葬儀を行った方

期 限

- 葬儀を行った日の翌日から2年以内

その他の手続

以下の書類は、亡くなってから1ヶ月～数ヶ月後に届きます。

- ・ 後期高齢者医療保険料額変更通知書（未納があれば納付書同封）※過誤納付があれば還付申請書
- ・ 高額療養費申請書 等（該当者のみ）

●担当課 高齢者医療年金課 後期高齢者医療グループ ☎03-3981-1332

9

公的年金を受給していましたか？

※当てはまるものに○をしてください
はい・いいえ・わからない

年金を受給していた(または受給せずに亡くなった)か、何の年金に加入していたかにより手続きに必要なものが異なります。

まずは、池袋年金事務所(☎03-3988-6011 豊島区南池袋1-10-13 荒井ビル3・4階)にお問い合わせください。

共済年金の方は、各共済組合に連絡し、手続きについてご確認ください。

期限

- 年金により異なります

手続きできる方

- ご遺族
- 代理人 ※委任状が必要

●担当課 高齢者医療年金課 国民年金グループ ☎03-3981-1952

子ども・子育て

原則、保護者の方が亡くなった時の手続きです。

【医療・手当】

10

高校生相当年齢までの子がいて、乳幼児・子ども・高校生等医療証の交付を受けていますか？

※当てはまるものに○をしてください
はい・いいえ・わからない

乳幼児・子ども・高校生等医療証に記載のある保護者が亡くなった場合は、乳幼児・子ども・高校生等医療証の保護者変更の手続きが必要です。子育て支援課で手続きをしてください。

必要なもの

- 本人確認書類およびマイナンバー確認書類(申請者)
- 健康保険証(児童)
- 乳幼児・子ども・高校生等医療証

期限

- 速やかに

手続きできる方

- 対象児童の保護者

●担当課 子育て支援課 児童給付グループ ☎03-3981-1417

11

中学校3年生までの子がいて、児童手当を受けていましたか？

※当てはまるものに○をしてください
はい・いいえ・わからない

受給者が亡くなった場合は、児童手当の受給者変更の手続き等が必要です。子育て支援課で手続きをしてください。また、ひとり親の手当等の申請が可能な場合があります。

子育て支援課にご相談ください。

必要なもの

- 本人確認書類およびマイナンバー確認書類(申請者)
- 健康保険証(申請者が公務員共済組合加入の場合のみ)
- 振込先口座(申請者および対象の児童名義)を確認できるもの ※手続きの内容によりその他必要な書類があります。

期限

- 亡くなった日の翌日から数えて15日以内
※手続きが遅れると支給されない月が発生することがあります。

手続きできる方

- 対象児童の保護者

●担当課 子育て支援課 児童給付グループ ☎03-3981-1417

12

児童扶養手当、児童育成手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受けていましたか？

※当てはまるものに○をしてください
はい・いいえ・わからない亡くなった方により必要な手続きが異なりますので、子育て支援課で手続きをしてください。
対象児童が亡くなった場合も手続きが必要です。

必要なもの

- 本人確認書類およびマイナンバー確認書類(申請者)
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書
- ひとり親家庭等医療費助成医療証

期限

- 速やかに

手続きできる方

- 亡くなった方の親族等

※続柄の確認等が必要です。来庁前に担当課へご連絡ください。

●担当課

子育て支援課 児童給付グループ ☎03-3981-1417

13

小児慢性特定疾病医療費助成を受けていましたか？

※当てはまるものに○をしてください
はい・いいえ・わからない

亡くなった方により手続きが異なります。健康推進課にお問い合わせください。

必要なもの

- 個人の状況により、必要な書類等が異なります。

期限

- 速やかに

手続きできる方

- 対象児童の保護者

●担当課

健康推進課 医療費助成グループ ☎03-3987-4172

【保育・学童】

14

保育園・幼稚園に通園している子または認可保育施設の
入園申請をしている子がいますか？※当てはまるものに○をしてください
はい・いいえ・わからない亡くなった方により手続きが必要な場合があります。
保育課へお問い合わせの上、お手続きください。

必要なもの

- 個人の状況により、必要な書類等が異なります。

期限

- 速やかに

手続きできる方

- 対象児童の保護者

●担当課

〈保育園〉保育課 入園グループ
〈幼稚園〉保育課 幼稚園グループ

☎03-3981-2140

☎03-4566-2481

15

学童クラブを利用している子がいますか？

※当てはまるものに○をしてください
はい・いいえ・わからない学童クラブ利用料引き落とし口座が亡くなった方の名義の口座だった場合、口座の変更が必要です。
ご利用の学童クラブで手続きをしてください。

期限

- 速やかに

手続きできる方

- 対象児童の保護者

●担当課

所属している各学童クラブへご連絡ください。

16

区営住宅・つつじ苑・ソシエ(区民住宅)・
安心住まい住宅にお住まいでしたか？

※当てはまるものに○をしてください
はい・いいえ・わからない

住宅の利用者(名義人)や世帯員が亡くなったり、区営住宅等から退去する場合は手続きが必要です。個別の状況によって必要な手続きが異なります。住宅課で手続きをしてください。

必要なもの

- 印鑑

期 限

- 速やかに

手続きできる方

- 利用者(名義人)
- 同居の親族、その他の親族
- 成年後見人 等

●担当課 住宅課 住宅管理グループ ☎03-3981-2637

保健福祉

17

身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)の交付を
受けていましたか？

※当てはまるものに○をしてください
はい・いいえ・わからない

各種手続きが終了されましたら、手帳を障害福祉課にご返却ください。返却前に手帳のコピーをしておくことをお勧めします。また、「心身障害者医療費助成の受給者証(マル障)」や「障害福祉サービス受給者証」をお持ちの場合もご返却ください。

必要なもの

- 現在所持している手帳・
各種受給者証(お持ちの場合)

期 限

- なし

手続きできる方

- どなたでも可

●担当課 障害福祉課 給付グループ ☎03-3981-1963 身体障害者支援第一・第二グループ ☎03-3981-2141 知的障害者支援グループ ☎03-3981-1853

18

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)
の交付を受けていましたか？

※当てはまるものに○をしてください
はい・いいえ・わからない

各種手続きが終了されましたら、手帳、受給者証を区役所本庁舎4階(池袋保健所出張窓口)、健康推進課(池袋保健所)、長崎健康相談所のいずれかの窓口にご返却ください。返却前にコピーをしておくことをお勧めします。

必要なもの

- 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証(精神通院)

期 限

- なし

手続きできる方

- 原則、同一世帯員、
その他親族、成年後見人等

●担当課 健康推進課 医療費助成グループ ☎03-3987-4172
長崎健康相談所 ☎03-3957-1191

19

特定医療費(指定難病)受給者証、
 ①医療券(人工透析、肝炎等)の交付を受けていましたか？

※当てはまるものに○をしてください
 はい・いいえ・わからない

各種手続きが終了されましたら、受給者証、医療券を区役所本庁舎4階(池袋保健所出張窓口)、健康推進課(池袋保健所)、長崎健康相談所のいずれかの窓口にご返却ください。返却前にコピーをしておくことをお勧めします。

必要なもの

- 特定医療費(指定難病)受給者証
- ①医療券

期限

- なし

手続きできる方

- 原則、同一世帯員、
 その他親族、成年後見人等

●担当課

健康推進課 医療費助成グループ ☎03-3987-4172
 長崎健康相談所 ☎03-3957-1191

20

公害医療手帳の交付を受けていましたか？

※当てはまるものに○をしてください
 はい・いいえ・わからない

手帳の返却が必要です。また、亡くなった方により給付の申請が可能な場合があります。詳しくは公害保健グループにお問い合わせください。

必要なもの

- 公害医療手帳

期限

- 速やかに

手続きできる方

- 親族等

●担当課

地域保健課 公害保健グループ ☎03-3987-4220

21

①医療券(大気汚染医療費助成)の交付を
 受けていましたか？

※当てはまるものに○をしてください
 はい・いいえ・わからない

各種手続きが終了されましたら、医療券を区役所本庁舎4階(池袋保健所出張窓口)、地域保健課(池袋保健所)、長崎健康相談所のいずれかの窓口にご返却ください。

必要なもの

- ①医療券

期限

- なし

手続きできる方

- 親族等

●担当課

地域保健課 公害保健グループ ☎03-3987-4220

MEMO

22

住民税の残り(未納や納期末到来分)がありますか?

※当てはまるものに○をしてください

はい・いいえ・わからない

① 亡くなる前に課税された住民税は、相続人が納める必要があります。
期限内納付等が困難な場合はご相談ください。
(納期末到来分がある場合、後日税務課より通知を送付いたします。)

② 1月1日にご存命で前年分の所得に対する住民税の通知時(原則6月中旬頃)に亡くなっている方等、住民税の通知時にご本人がご存命でない場合は、相続人の方へ通知・納付書を送付します。なお、確定申告が必要な方が亡くなった場合は、4か月以内に相続人が「準確定申告」をしてください。

必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 亡くなった方との関係が分かる戸籍謄本等
- 相続放棄申述受理証明書の写し(※相続放棄した場合)

期限

- 速やかに

手続きできる方

- 相続人

● 担当課

税務課 ① ☎ 03-4566-2362 ② ☎ 03-4566-2353~5

23

原付バイク(125cc以下または1kw以下)等を所有していましたか?

※当てはまるものに○をしてください

はい・いいえ・わからない

廃車手続きをしてください。なお、名義変更して引き続き使用する場合はご相談ください。

必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- ナンバープレート
- 亡くなった方と同一世帯でない場合は関係がわかる戸籍謄本等



期限

- 死亡届提出後30日以内

手続きできる方

- 同居の親族等

● 担当課

税務課 庶務グループ(軽自動車税担当) ☎ 03-4566-2352

その他

24

犬(生後91日以上)を飼っていましたか?

※当てはまるものに○をしてください

はい・いいえ・わからない

飼い主が亡くなった場合は所有者の変更届が必要です。生活衛生課でお手続きください。

※犬にマイクロチップを装着し、マイクロチップ情報を環境省の登録サイトに登録している場合は、登録サイト上で手続きをしてください。

必要なもの

- 鑑札

期限

- 犬の所有者になった日から30日以内

手続きできる方

- 新しい飼い主

● 担当課

池袋保健所 生活衛生課 生活衛生グループ ☎ 03-3987-4175

区役所以外での主な手続き

手続きに必要な書類の中には区役所で発行できるものがあります。

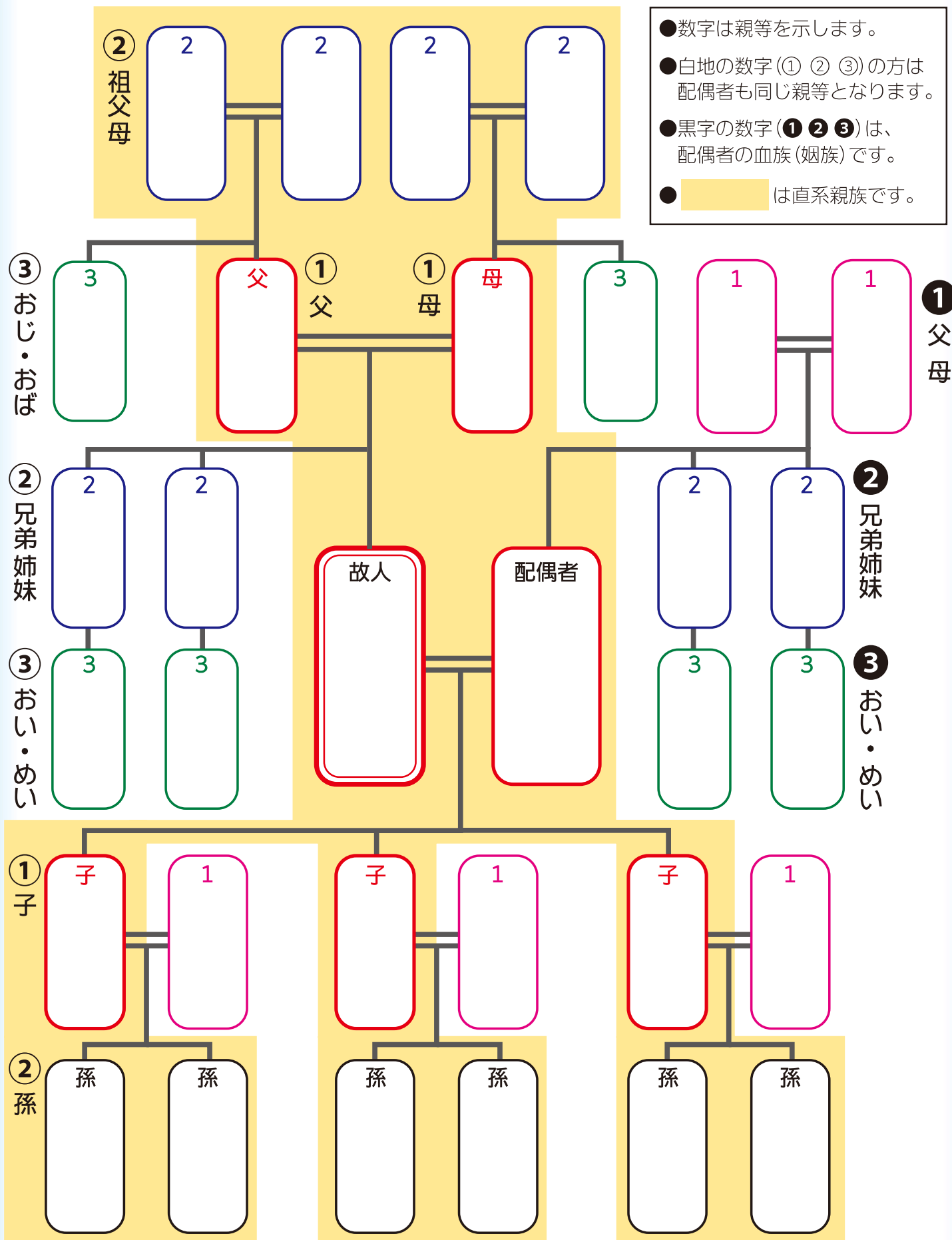
相続人全員の戸籍謄本・印鑑登録証明書・住民票、被相続人(亡くなった方)の出生から死亡までの一連の戸籍(除籍・改製原戸籍等)の各謄本、被相続人の戸籍の附票または除かれた住民票(除票)等です。

それぞれお問い合わせいただいてから区役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。

手続きの種類	手続き窓口
預貯金・株式等の名義変更(相続)	各金融機関にお問い合わせください。
不動産の名義変更(相続登記)	不動産のある地域の管轄法務局へ 東京法務局豊島出張所【☎03-3971-1616】 <small>相続登記の申請をしないと、 10万円以下の過料が科される 可能性があります。</small>
固定資産税(現所有者申告)	土地・家屋の所有者が亡くなってから3か月以内に不動産の名義変更ができない場合には、土地・家屋の所在する区にある都税事務所へ連絡してください。豊島都税事務所【☎03-3981-1211】
所得税の準確定申告(4か月以内)・相続税の申告(10か月以内)	税務署にお問い合わせください。豊島税務署【☎03-3984-2171】
NHK	受付窓口【フリーダイヤル☎0120-151515】に連絡してください。
電気・ガス・水道・電話・携帯電話・インターネット	各契約先に連絡してください。
生命保険等	加入されている保険会社に連絡してください。
住居の賃貸契約の名義変更	不動産会社、公社、UR(公団)、大家などに連絡してください。
車の移転登録・廃車	軽二輪(125cc超250cc以下)、小型二輪(250cc超)、軽自動車、普通自動車については、管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所等で手続きをしてください。
運転免許証	最寄りの警察署に返却してください。
パスポート	東京都の旅券課(パスポートセンター)に返却してください。
クレジットカードやデパートの会員の解約・脱退手続き	各社・各店窓口に連絡してください。
東京都シルバーパス	最寄りの常設発行窓口に戻してください。20,510円または10,255円でパスを購入した方は、有効期限内に限り払い戻しができる場合があります。東京バス協会【☎03-5308-6950】
外国籍の方の在留カード等の返納	在留カードや特別永住者証明書等を返納する必要があります。 (亡くなった日から14日以内) 東京出入国在留管理局おだいば分室
特別養護老人ホーム入所申込のお取下げ	入所申込をされた各特別養護老人ホームに、電話等で連絡してください。
ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 一度に大量の資源やごみ(45ℓの袋で4袋以上)を出す場合は有料になります。 粗大ごみ(一辺が30cmを超えるもの)は有料、事前の申し込み制です。 65歳以上の高齢者または障害者のみの世帯で粗大ごみが運び出せない場合は、豊島清掃事務所【☎03-3984-9681】にお問い合わせください。

3親等以内の親族

どのような親族関係であるか問われる場合があります。念のために確認しておきましょう。



戸籍や住民票に関すること

「戸籍」について

戸籍は、その戸籍の一番初めに記載される「筆頭者」と、戸籍編製時に存在する場所である「本籍地」で管理されています。筆頭者は亡くなくても変わりません。また「本籍地」に居住する必要はないため、「住所」と相違しても構いません。本籍地がわからない場合は、「本籍地入りの住民票」で確認することができます。

戸籍の証明を取るには

戸籍は、本籍地のある区市町村で管理されています。戸籍の証明を取ることを、「戸籍の証明を請求する」と言います。婚姻や転籍届等の届出により、本籍地が変わっている場合は、本籍を置いている期間ごとにそれぞれ区市町村に請求する必要があります。

戸籍に関する証明を請求できるのは、直系親族と相続人及び相続人同士です。相続人の方が請求する場合は、相続権を証明する疎明資料(故人との関係がわかる戸籍)が必要となります。

「死亡を証する書類」、「亡くなったことを証明するもの」

1. 死亡診断書のコピー、死亡届のコピー

死亡診断書は、医師が記入し、発行される(渡される)もので、死亡届の右側となります。区市町村の窓口で死亡届を提出すると返却されませんのであらかじめコピーしておきましょう。

2. 住民票の除票の写し(単に「住民票の除票」や「除票」とも言います)

住民登録をしている方についての証明書を「住民票の写し」といい、死亡などで除かれた住民票を「除票」と言います。死亡届が提出されると、その人の記録は住民票から除かれます。除票には除票となった理由(この場合には死亡の事実)が記載されています。

3. 除籍の記載のある戸籍全部事項証明書(謄本)／戸籍個人事項証明書(抄本)

死亡届の提出を受けて、戸籍に死亡の事実が記載され、その戸籍から除かれます。これを「除籍」と言います。戸籍は、親子関係等の身分関係について記載されていますが、住所は記載されていません。目的によって「住民票の除票の写し」と使い分けてください。

MEMO

「出生から死亡まで」の戸籍とは

「出生から死亡まで」の戸籍が求められるのは、亡くなった方の相続人を特定し、親族の状況を調べるためです。多くの場合、一人の人の出生から死亡までには何通かの戸籍の証明が必要となります。これは、婚姻等をするとそれまでの(親の)戸籍から抜け、新しい戸籍に移ることとなるほか、法律(戸籍法)の改正によって、これまで何度か作り替えられているためです。この改正によって作り替えられる前の戸籍のことを「改製原戸籍」と言います。

最終本籍地(亡くなった時の本籍地)から順番にさかのぼって請求することで、出生までの戸籍謄本を取ることができます。最終本籍地で、出生から亡くなるまでの連続した戸籍が欲しいとお申し出ください。

「除籍」と「除籍謄本(除籍全部事項証明書)／ 除籍抄本(除籍個人事項証明書)」について

「除籍謄本(除籍全部事項証明書)」は、その構成員全員が死亡や婚姻、離婚によって除籍となった戸籍の証明のことです。

配偶者の方やまだ結婚していない子をご存命のときは、「戸籍全部事項証明(または、戸籍個人事項証明)」となります。この戸籍上、死亡した方は「除籍」とされ、死亡日等が記載されます。相続の関係で、銀行等に提出を求められる戸籍については、よくご確認ください。

「法定相続情報証明制度」について

死亡した方の銀行口座や株券、不動産の登記を変更する時には、それぞれの事業者が「相続人の特定」や「遺産分割協議の内容」を証明するよう求めてきます。複数の銀行口座を持っていた場合等は、同じ戸籍謄本を何通も用意するか、証明を使いまわして対応するため手続きに時間がかかることとなります。

法務局ではこうした煩雑さを避けるため、「法定相続情報証明制度」を始めました。関心がある方は、一度お問合せください。

■東京法務局のホームページをご覧ください

「相続放棄」・「限定承認」の期限

被相続人に負債があるとき等に、相続すること自体を放棄する「相続放棄」や限度付きの相続を行う「限定承認」には「相続発生の事実を知った日から3か月以内」に家庭裁判所に申し立てをする必要があります。3か月以内に決められない場合は、「相続の承認または放棄の期間の伸長」の申請を行いましょう。

■東京家庭裁判所のホームページをご覧ください

MEMO

戸籍謄本等郵送請求書

令和 年 月 日

請求者	住所	〒 -				
	フリガナ				※昼間連絡可能な電話番号	
	氏名	生年月日(大・昭・平・令) 年 月 日 (法人のみ)		<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 会社	- - -	
戸籍 必要な	本籍					
	筆頭者 戸籍の最初に 記載されている人	生年月日(明・大・昭・平・令) 年 月 日				
※最近、戸籍に関する届出をされた方はご記入ください ()届を()役所に()年 月 日)に届出						
証明書 の種類		謄本	抄本	抄本を請求する場合 証明が必要な方のお名前	手数料	
	1	戸籍 (全部事項証明書) 通	(個人事項証明書) 通		1通 450円	
	2	除籍 (全部事項証明書) 通	(個人事項証明書) 通		1通 750円	
	3	改製原戸籍 通	通		1通 750円	
	4	戸籍の 附票	通	通		1通 400円
			<input type="checkbox"/> 附票に本籍・筆頭者をのせる ※チェックがない場合は省略して交付します ※必要な住所があればご記入ください→()から ()までが記載された附票			
	5	身分証明書 通	※身分証明書は、本人以外請求不可 (代理人が請求する場合は委任状が必要です)		1通 400円	
	6	独身証明書 通	※独身証明書は、本人以外請求不可 (委任状による代理人請求も原則できません)		1通 400円	
	7	()届の 受理証明書	通	※受理証明書は、届出人以外請求不可 (代理人が請求する場合は委任状が必要です)		1通 350円
(届出日: 年 月 日) (該当者氏名:)						
8	その他証明書 通	(必要な証明の種類:)				
使い みち ・ 提出 先	※該当するものにチェックをつけ、必要事項をご記入ください					
	<input type="checkbox"/> パスポート用		<input type="checkbox"/> 戸籍届出用		<input type="checkbox"/> 児童扶養手当用	
	<input type="checkbox"/> 年金用 (該当するものに○をつけてください)					
	厚生・国民・共済・旧厚生年金基金・労災・その他()年金の 老齢・障害・遺族 の 受給・死亡・未支給 の手続きで 年金事務所・役所・その他() に提出					
	<input type="checkbox"/> 相続の手続き用 (氏名: 続柄:)が死亡したことによる手続きで、 <input type="checkbox"/> 死亡の記載がある戸籍のみ()通)必要 <input type="checkbox"/> 死亡した人の出生から死亡まで(各)通)必要 <input type="checkbox"/> 死亡した人の()から()まで(各)通)必要 <input type="checkbox"/> ()と()の関係が確認できる戸籍が()通)必要 <input type="checkbox"/> ()が()通)必要					
<input type="checkbox"/> その他 ()が()通)必要 ()の手続きで()に提出						

- 証明書の手数料は、市区町村によって異なります。
- 詳細は本籍のある市区町村にお問い合わせください。

コピーしてお使いください

委任状

(宛先) 豊島区長

記入日： 年 月 日

【本人(委任者)】

署名： _____

現住所： _____

生年月日： 年 月 日 日中の連絡先電話番号： _____

※記載内容に不備があった場合、ご連絡させていただくことがあります。

【代理人(来庁者)】

氏名： _____

生年月日： 年 月 日

現住所： _____

私は上記代理人に、下記の権限を委任します。

【委任内容】委任内容に必ずチェックをしてください(複数可)

世帯主の変更届に関する事

住民票の写しの請求・受領に関する事

・住民票の写し 通 ・記載事項証明書 通

・住民票の除票 通

(当時の住所：豊島区 丁目 番 号)

・対象者 世帯全部 世帯一部(氏名)

・記載項目 本籍・筆頭者 続柄 国籍等 在留カード等番号

在留資格等 個人番号(マイナンバー) 住民票コード

※注意：個人番号・住民票コードが記載の住民票の写しは、本人宛(住民票住所)に郵送となります。

戸籍に関する証明書の請求・受領に関する事

本籍：豊島区

筆頭者：

必要な証明書【 _____ 】を【 _____ 】通

附票の記載項目 本籍・筆頭者をのせる

※連続した戸籍や附票、必要な項目がある場合は以下に必要事項と通数もご記入ください。

(_____)例(父・一郎)の相続のため、(_____)の出生から死亡までの連続した戸籍謄本を 各 _____ 通

(_____)から(_____)までの住所の記載のある附票を 各 _____ 通

(_____)について記載のあるもの

●委任状は本人(委任者)自書が原則です。(代理人が記入する項目はありません。)

●署名欄に自署する場合、押印の必要はありません。

●代理人の方は、代理人の本人確認書類(マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポートなど写真および氏名、生年月日、現住所が確認できる官公署発行のもの)をお持ちください。

●記入の際は、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンでの記入はお控えください。

コピーしてお使いください

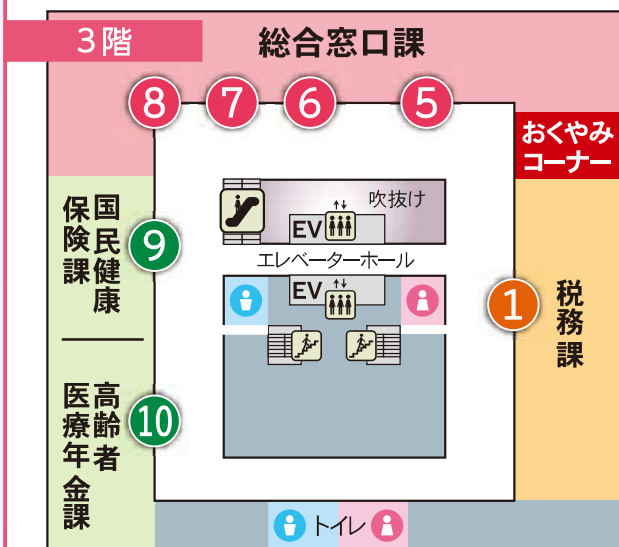
各課のお問い合わせ先

本庁舎 3階

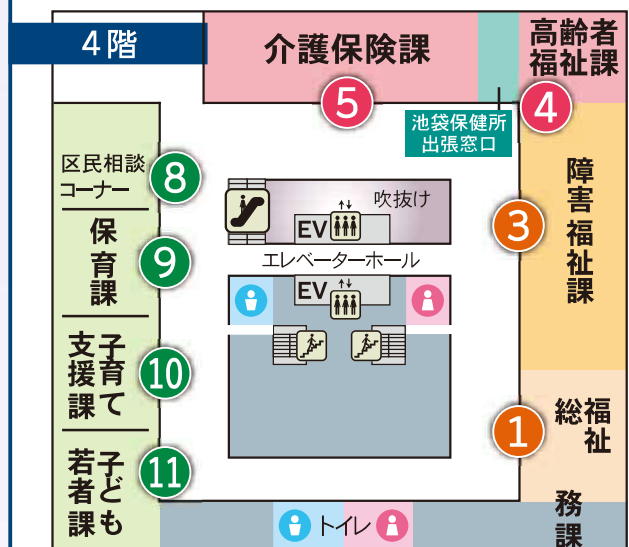
1 税務課	住民税担当 ☎ 03-4566-2362
	庶務グループ (軽自動車税担当) ☎ 03-4566-2352
6 総合窓口課	住民記録グループ ☎ 03-3981-4782
8 総合窓口課	証明グループ ☎ 03-3981-4766
9 国民健康保険課	資格・保険料グループ ☎ 03-4566-2377
	給付グループ ☎ 03-3981-1296
	整理収納グループ ☎ 03-3981-1294
	特別整理グループ ☎ 03-3981-1295
10 高齢者医療年金課	国民年金グループ ☎ 03-3981-1952
	後期高齢者医療グループ ☎ 03-3981-1332

本庁舎 4階

3 障害福祉課	給付グループ ☎ 03-3981-1963
	身体障害者支援第一・第二グループ ☎ 03-3981-2141
	知的障害者支援グループ ☎ 03-3981-1853
4 高齢者福祉課	高齢者事業グループ ☎ 03-4566-2432
5 介護保険課	資格賦課グループ ☎ 03-3981-6376
	給付グループ ☎ 03-3981-1387
8 区民相談コーナー	☎ 03-3981-4164
9 保育課	入園グループ ☎ 03-3981-2140
	幼稚園グループ ☎ 03-4566-2481
10 子育て支援課	児童給付グループ ☎ 03-3981-1417



①～⑩は窓口案内の番号を示しています。



①～⑪は窓口案内の番号を示しています。

本庁舎 6階

7 住宅課 住宅管理グループ **☎ 03-3981-2637**

池袋保健所

生活衛生課 生活衛生グループ	☎ 03-3987-4175
地域保健課 公営保健グループ	☎ 03-3987-4220
健康推進課 医療費助成グループ	☎ 03-3987-4172

